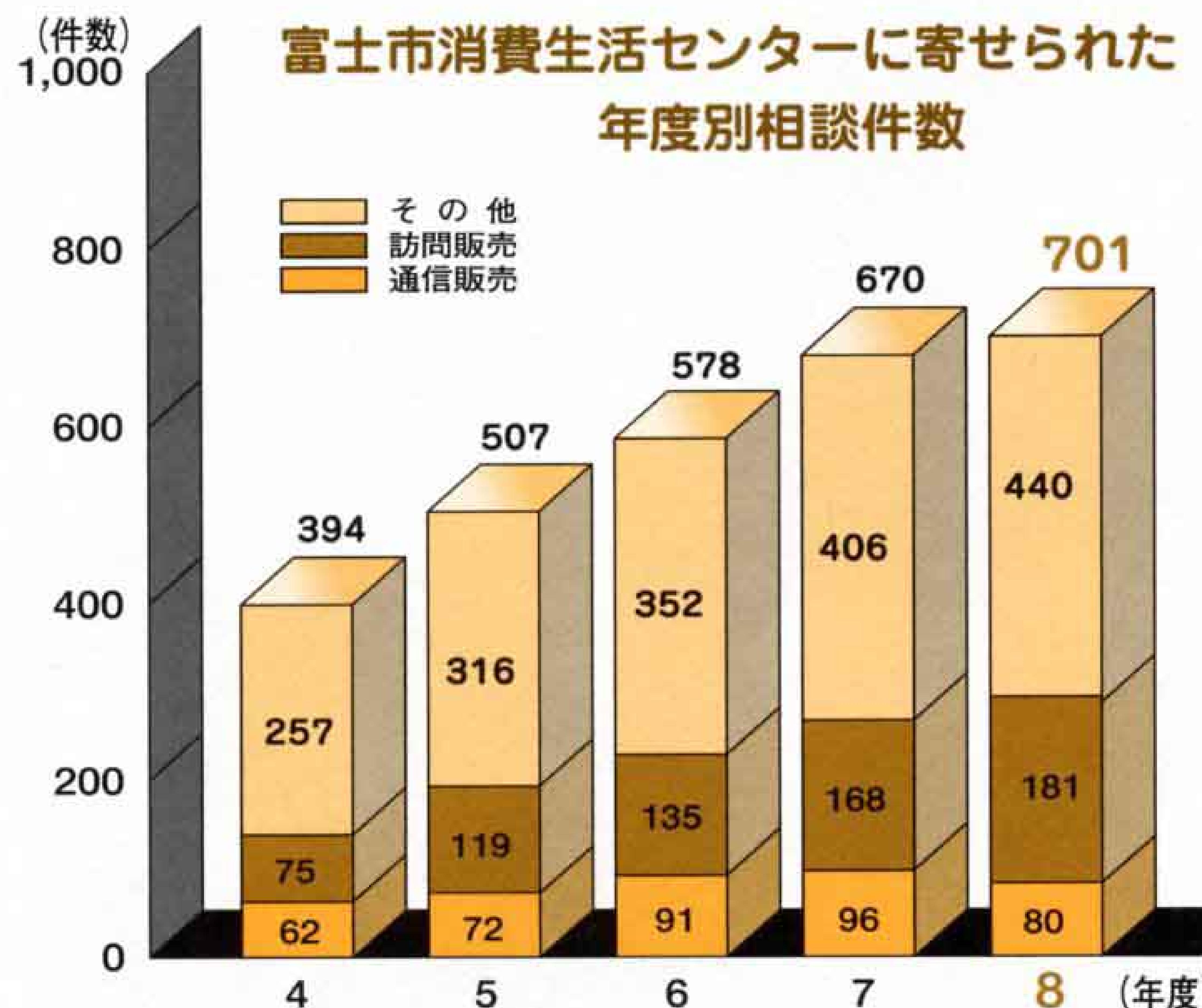


～かしこい消費生活～

悪質商法

注意報!!



富士市消費生活センターには、悪質商法に関する苦情や相談が数多く寄せられています。悪質商法の被害から身を守るにはどうしたらいいか、実例を挙げて紹介します。

悪質商法とは、言葉巧みに消費者を勧誘し、高額な商品やサービスを売りつける販売方法のことです。消費者を誘う方法は、ダイレクトメールやチラシはもちろん、路上で声をかけたり、電話で勧誘したり、家や職場を訪ねてきましたと、さまざまです。最近では、パソコン通信やインターネットを利用した悪質商法もあります。

【資格取得講座は二次的被害が増加中】

何年か前に宅建主任資格取得講座の教材一式を購入。しかし、内容が難しく時間もなかったため、そのままになっていた。先日突然電話が入り「以前に契約した講座が終了していないし、資格も取得できていないので、続きを受講しなくてはならない」と言われ、新たに契約を迫られた。

一度契約すると、契約した業者だけでなく、その他の多くの資格業者からもしつこい勧誘があります。「以前の講座の続きをが：」とか、ひどい例では「契約すれば他の業者から勧誘されないようにしてやる」など、勧説文句はさまざまです。

【高齢者をねらう布団リフォーム】

布団のリフォームを勧められ契約したが、よく考えて翌日クリーニング・オフをした。しかし再度セールスマンが来て、羽毛布団を二時間以上も勧められ、しかたなく契約してしまった。「無料で布団の点検をします」「キャンペーン価格で布団のクリーニングをします」など、販売目的を隠して近づく業者は少なくありません。悪質な業者では「法改正に伴い、布団の抗菌処理が必要になった」という説明をしたりします。また、一人暮らしの高齢者をねらった業者もあるため、十分な注意が必要です。



悪質商法は、人の弱みに甘い言葉でつけ込み、高額商品やサービスを勧めてきます。平成八年度、富士市消費生活センターに寄せられた相談件数は七百一件に上り、過去最高の件数になりました。その中から、特に最近ふえつつある巧妙かつ悪質なケースを紹介します。

あなたをねらつている! 悪質商法の巧妙な魔の手

知っていますか?

クリーリング・オフ制度

○クリーリング・オフとは

訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などで契約したときに、無条件で契約を解除できる制度のこと。セールスマンが突然家に来て、または突然の電話で勧誘され、買うつもりはなかったのに、つい契約してしまった。そんなときに頭を冷やしてよく考え(クリーリング)、契約を解除(オフ)できるのです。

*マルチ商法：販売組織の加入者が「必ずもうかる」などと言つて、新たな会員を入会させて、組織を拡大させ、無理な販売によつて消費者に被害を及ぼす商法

○クリーリング・オフ期間は

訪問販売、電話勧誘販売なら書面を受領した日から八日以内、マルチ商法なら書面を受領した日から二十日以内です。

○クリーリング・オフするときは

書留郵便か内容証明郵便で送付します。はがきで送付する場合は忘れずにコピーをとつておきましょう。クレジット支払いの場合には、念のため販売会社と同じ書面を信販会社にも送つておきましょう。電話ではなくて、必ず書面で出すことが大切です。

はがき(簡易書留)でクリーリング・オフをするとき

申込(契約)日 〇〇年 〇〇月〇〇日

販売会社名 (〇〇〇〇〇〇)

商品名 (〇〇〇〇)

担当者名 (〇〇〇〇)

右記申込みを撤回(または契約を解除)します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名

【進級・入学前に多い学習教材と家庭教師の契約トラブル】
四月から中学生になる息子にどうかと家庭教師の契約を勧められた。その際に、教材三年分も必要になると言われた。高額なので後日相談してから返事をしたいと伝えたが、「今でなければダメ」とせかされ、また「勉強についていけませんよ」と不安もあおられ契約してしまった。

学習教材を扱う業者には、家庭教師と学習教材をセットで勧める業者もあります。契約をした場合、家庭教師が派遣されない、アルバイトの家庭教師で対応が悪いといったこともあります。契約の前に、本当に必要か、もう一度考えることが必要です。

注意点

【エステ 無料だからと誘われて】

電話で「痩身エステの無料体験をしてみませんか」と誘われて出かけた。無料体験をした後に痩身のコースを勧められ契約した。二カ月後「エステのほかに体质改善が必要」と健康食品を勧められ契約。体重は二キログラム減ったが「また太るかもしれないから」と補整下着も勧められるまま契約してしまった。

長期の役務契約をする場合には、安易な契約はやめましょう。電話やチラシによる「無料体験コース」「エステモニター募集」などは、消費者を呼び出す手段です。結局は高額なサービスや商品の契約をさせられてしまうケースが多くあります。また、健康食品なども取り過ぎによる身体への害も考えられますので、十分な注意が必要です。



▼消費生活相談△

勧説を受けて迷つたとき、契約してしまつたけれど解約したいときは、すぐに保健女性センター(階消費生活センターへ)。

相談方法 電話または来所
とき 毎週月～金曜日 九時～十六時